

第5期第4回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録

第5期第4回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

1 日時	平成 31 年 3 月 26 日(火) 午後6時30分～午後7時50分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	<p>(委員20名)</p> <p>宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、荒井亮三委員、飯塚裕子委員、江幡真史委員、田中節子委員、服部美佐子委員、堀立夫委員、岩橋栄子委員、高橋薫委員、瓦井徹委員、會田一恵委員、後藤正臣委員、芹澤考子委員、千葉三和子委員、堀洋子委員、加藤均委員、鵜浦乃里子委員、青木伸吾委員、里見茂郎委員</p> <p>(事務局5名)</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	3名
5 議題	<p><b>練馬区地域包括支援センター運営協議会</b></p> <p>1 地域包括支援センターの移転・増設・担当区域の見直しについて …資料1</p> <p>2 地域包括支援センター運営方針について …資料2</p> <p>3 中村橋地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について …資料3</p> <p>4 平成30年度第2回地域ケア推進会議について …資料4、資料5、資料6-1、6-2、6-3、6-4、資料7</p> <p>5 その他</p> <p><b>練馬区地域密着型サービス運営委員会</b></p> <p>1 平成31年度地域密着型サービス実施指針について …資料8</p> <p>2 平成31年度地域密着型サービス事業者の公募について …資料9</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料10</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料11</p> <p>5 その他</p>
6 配付資料	<p>(資料1) 地域包括支援センターの移転・増設・担当区域の見直しについて</p> <p>(資料1別紙1) 地域包括支援センター担当区域図(現行)</p> <p>(資料1別紙2) 地域包括支援センター担当区域図(見直し案)</p> <p>(資料1別紙3) 地域包括支援センター担当区域図(平成31年度時点)</p> <p>(資料2) 平成31年度地域包括支援センター運営方針(案)</p> <p>(資料2別紙) 練馬区地域包括支援センター運営方針 新旧対照表</p> <p>(資料3) 中村橋地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について</p> <p>(資料3別紙) 中村橋地域包括支援センター 評価表</p> <p>(資料4) 平成30年度第2回 練馬区地域ケア推進会議</p> <p>(資料4別紙) 練馬区の地域ケア会議について</p> <p>(資料5) 平成30年度下半期 地域ケア個別会議・地域ケア予防会議の実施結果概要</p> <p>(資料6-1) 平成30年度下半期 地域ケアセンター会議 実施状況一覧(練馬圏域)</p> <p>(資料6-2) 平成30年度下半期 地域ケアセンター会議 実施状況一覧(光が丘圏域)</p> <p>(資料6-3) 平成30年度下半期 地域ケアセンター会議 実施状況一覧(石神井圏域)</p>

	<p>(資料6-4)平成30年度下半期 地域ケアセンター会議 実施状況一覧(大泉圏域)  (資料7)平成30年度下半期 練馬区地域ケア圏域会議 実施状況一覧  (資料8)練馬区地域密着型サービス実施指針(案)  (資料9)平成31年度 地域密着型サービス事業者公募要項(案)  (資料10)指定地域密着型サービス事業者の指定について  (資料11)指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について  (参考資料)練馬の介護保険状況について(2月分)</p>
7 所管課	<p><b>(地域包括支援センター運営協議会)</b>  高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係  : 03 5984 2774(直通)  Eメール: KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p><b>(地域密着型サービス運営委員会)</b>  高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係  : 03 5984 1461(直通)  Eメール: KAIG015@city.nerima.tokyo.jp</p>

## 第4回地域包括支援センター運営協議会 第4回地域密着型サービス運営委員会

（平成31年3月26日（火）：午後6時30分～午後7時50分）

委員長

これより第5期第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に事務局から、本日の資料および出席委員などの報告をお願いする。

事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配布資料の確認】

委員長

では、次第に沿って議事を進めていく。なお、閉会は午後7時45分を目途としている。また、議事録を作成する都合上、ご発言はマイクを通してお願いする。

まず、地域包括支援センター運営協議会を開催する。

案件1、地域包括支援センター移転・増設・担当区域の見直しについて。資料1および別紙1、別紙2、別紙3の説明を高齢者支援課長にお願いする。

高齢者支援課長

【資料1および別紙1、別紙2、別紙3について説明】

委員長

それでは、資料1および別紙1、別紙2、別紙3について、ご質問、ご意見があればお願いします。

委員

東大泉5丁目の担当区域の変更について、もう一度説明をお願いする。

高齢者支援課長

東大泉5丁目の担当区域の変更について説明する。

まず、別紙1は、現在の担当区域である。東大泉5丁目の場所は、地図の左側の大泉地域包括支援センターの付近になる。青い太線が各センターの担当区域であり、東大泉5丁目の最寄りのセンターは であるが、実際に担当しているセンターが 大泉学園地域包括支援センターになっている。

一方、大泉地域包括支援センターは、現在、左下の南大泉、東大泉6丁目・7丁目を担当している。東大泉5丁目の方は、線路を越えて北の大泉学園地域包括支援センターに行っているという状況で、この地域は特に課題が大きい。本来は、大泉地域の増設とあわせて担当区域の見直しができるとういが、先行して見直しをする。

次に、別紙3は、平成31年4月からの担当区域である。東大泉5丁目は、隣の東大泉6

丁目、7丁目とあわせて、大泉地域包括支援センターが担当区域になるよう変更している。大泉地域包括支援センターが、大泉学園駅から保谷駅南側の地域全体をカバーするような形にするものである。これに伴い、大泉地域包括支援センターの担当区域が増えるため、職員の増員も準備をしている。

そして、別紙2は、増設も含めた見直し後の担当区域図である。先ほどの地域に、新たに（仮称）東大泉地域包括支援センターを追記している。こちらは、平成34年ごろに新たにセンターを設置する予定の場所である。新たにセンターを増設するタイミングで、担当区域の見直しを考えている。

委員長

その他、いかがか。

（なし）

委員長

案件2に移る。地域包括支援センター運営方針について。資料2の説明を高齢者支援課長に願います。

高齢者支援課長

【資料2について説明】

委員長

それでは、資料2について、ご質問、ご意見があれば願います。

委員

別紙、新旧対照表の4介護家族の会について、それぞれの事業所で自主的に集まる家族の会も含まれるのか、区公認の介護家族の会であるのか。

高齢者支援課長

区として、介護家族の会について、特に定義を定めているものではないが、介護家族の会のマップ、活動場所などに関するチラシ等を作成しており、掲載されている団体が現在13団体ある。

その他の団体もあると思うが、運営方針では、様々な介護家族を支援していく方々との連携を強化していくという趣旨で記載しており、特に区で作成しているチラシに掲載している団体に限ったものではない。

委員長

その他、いかがか。

委員

家族の支援の中には、いわゆる「8050問題」も入っているのか。

高齢者支援課長

80歳ぐらいの高齢者と、50歳ぐらいのひきこもりの方の世帯で起きる様々な問題のことが「8050問題」と言われている。

地域包括支援センターでも現場から話を聞くと、そのような世帯の方々の支援をすることが多く、そういった方々の家族への支援も含まれていると考えている。

委員長

その他、いかがか。

委員

資料2から、庁内関係機関との連携方針は、変わっていないという認識だが、地域包括支援センターと区役所の各部署との連携について教えてほしい。

高齢者支援課長

地域包括支援センターと区役所の各部署との連携について説明する。

高齢者支援課が地域包括支援センターの委託元であるため、中心的な窓口となり、もう一つ大きな窓口となるのが各総合福祉事務所である。

各総合福祉事務所に高齢者支援係という係があり、各センターの現場における様々な課題等のご相談にのりながら、虐待対応も含めて後方支援を行っている。各総合福祉事務所と高齢者支援課の2か所が中心的な窓口である。

それ以外にも、例えば、高齢の部門であれば高齢社会対策課や介護保険課は、それぞれの事業で連携するとともに、医療部門の地域医療課、先ほどの「8050問題」のような課題に対しては保健相談所といったように、様々な部署と事案に応じて、日々連携している。

委員

ケアマネジャーをしていると、様々な問題が出てきて、まずは地域包括支援センターの方と相談となるが、その後、どこへ行ったらよいかを案内してもらえると助かる。これからもお願いしたい。

高齢者支援課長

1点補足で、そのような複合的な課題が非常に増えてきている。

先ほどの、「8050問題」や「ダブルケア」等、様々な課題に取り組むに当たり、区としては、今年度、関係機関、相談機関が事例検討等を行う会議体を新たに設置したところである。虐待ケースかつ「ダブルケア」になっているケースの検討もしており、今後もそのような検討会を通じて、各機関の連携を強化していくことに加え、スキルアップに取り組んでいきたいと考えている。

委員長

その他、いかがか。

(なし)

委員長

案件3に移る。中村橋地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について。資料3の説明を高齢者支援課長に願います。

高齢者支援課長

【資料3について説明】

委員長

それでは、資料3について、ご質問、ご意見があれば願います。

委員

別紙の10見積金額について、見積価格の妥当性が、配点5点に対して、評価が1点と非常に低いが、どのように判断されたのか。

高齢者支援課長

見積金額について、募集要項で区の概算形式で提示している。

評価は、概算経費に対して、法人が示す見積金額の割引率がどの程度かによって点数が決まる。今回については、割引がほとんど無かったことから、1点という評価になった。

委員長

その他、いかがか。

(なし)

委員長

案件4に移る。平成30年度第2回地域ケア推進会議について。資料4および資料4の別紙、資料5、資料6-1、資料6-2、資料6-3、資料6-4、資料7の説明を高齢者支援課長に願います。

高齢者支援課長

【資料4および資料4の別紙、資料5、資料6-1、資料6-2、資料6-3、資料6-4、資料7について説明】

委員長

それでは、資料4および資料4の別紙、資料5、資料6-1、資料6-2、資料6-3、資料6-4、資料7について、ご質問、ご意見があれば願います。

#### 委員

私は、地域ケアセンター会議に、2つ参加した。コンビニを使ったケア「N - i m p r o」について、理解を深めるため、中村橋で参加した。また、石神井地域の防災についてというテーマでも参加した。それぞれ、参加者が様々な体験や意見交換をして有意義な時間を過ごした。

「N - i m p r o」については、コンビニ店員という立場、普段の生活の中で立ちあうところであり、突然出てきた課題についても自分なりにイメージを持って対応できる素晴らしい対策であるため、普及してほしい。ご尽力いただいた関係者に感謝したい。

そうした体験を踏まえて、資料4の別紙について質問したい。資料4の別紙の一番下の地域ケアセンター会議で、地域ケア個別会議と地域ケア予防会議で出された課題を取り上げるというのは、難しい作業だと思う。年2回、地域ケアセンター会議が行われるが、様々な課題がある中で性格が違うテーマをどうやって抽出するのかを実際に経験された地域包括支援センターの方が課長の把握している範囲で説明してほしい。

#### 高齢者支援課長

地域ケアセンター会議は、今年度から始めた取組で、試行錯誤しながら実施しているところであるが、基本的な考え方について説明する。

まず、地域ケアセンター会議で抽出された課題が地域ケア圏域会議に挙げられ、次に、地域ケア推進会議に挙げられる。地域ケアセンター会議に地域ケア個別会議と地域ケア予防会議からどのような課題が挙げられるかについては、具体的な例を挙げて説明する。地域ケア個別会議で、ひとり暮らしの認知症の方を支援するにはどうしたらよいかといった課題を話し合ったことを受け、地域ケアセンター会議では、認知症の方々が住みやすい地域づくりを議題とするといった例が考えられる。また、地域ケア予防会議では、自立支援や重度化防止、介護予防が趣旨であり、例えば、訪問介護を多く利用している方々がどう自立していくかを検討していく。そのような方々に対する通いの場の充実や買い物支援について、地域ケアセンター会議の議題として話し合っていくことが想定される。このように、地域ケア個別会議と地域ケア予防会議から地域の課題を抽出していくということをイメージしている。

#### 委員

多く出てきた意見の中で、課題の抽出の考え方に軸があるわけではないと思うため、課題の抽出方法については、継続的に検討をお願いします。

#### 委員長

その他、いかがか。

#### 委員

地域ケア予防会議は、実施回数が25回で、地域包括支援センターで各1回予定通り実施できたのではないかと感じている。資料4の別紙で、平成30年度は試行実施ということになっているが、見直しをする部分があったのであれば、教えてほしい。

#### 高齢者支援課長

先ほど説明した地域ケア予防会議は、特に生活援助の部分のことである。今年度、10月以降、新たに作成した生活援助を多数回利用しているケアプランを区に届けることとなり、1月末までで14件の届出があった。

その中には、例えば、認知症の方のひとり暮らしや障害を持っている方と二人で住んでいる等で、生活援助を使わざるを得ないであろう方が多数おり、そういった方々を除いた方々を多職種の中で検討していく方針で進めている。今回、地域ケア予防会議の中で5ケースを取り扱い検討した。これで、他職種での検討が有効なケースは概ねカバーできたと考えている。

一方で、地域ケア予防会議というのは、随時開かれるものではないことから、今後どのように実施していくかが来年度の課題と考えており、より柔軟に開催時期を調整できるよう、現在、検討している。

#### 委員

地域ケア予防会議を効率的に行うようにぜひお願いしたい。

#### 委員長

その他、いかがか。

#### 委員

3年前に「N - i m p r o」お話し会を開催する話をしたときに、皆様からご支持いただき、昨年は地域包括支援センターに「N - i m p r o」の取組を普及していただいたことに感謝したい。

一方で、3年前にこのプログラムをつくる時に、地域包括支援センターとコンビニの関係が大事であり、区民や介護保険事業者がこの取組を共有していくことが帰着点だという認識を持っていた。コンビニが頼りになるという認識が一般化していく中で、区民や介護事業者がどう取り組んでいくかということが課題であるため、今後ともご理解をお願いしたい。

もう一点、質問がある。地域包括支援センターが、実施主体である3つの地域ケア個別会議、地域ケアセンター会議、地域ケア予防会議とあるが、各地域で呼ばれなかった介護保険事業者に、どのように会議の内容を伝えていくかを教えてほしい。

#### 高齢者支援課長

ご指摘のとおり、各センターで実施する会議において、地域づくりという本来の趣旨を多くの方に理解してもらうことが重要なことである。地域の介護従事者の方々に地域ケア会議の取組の結果や状況を共有する機会を設けるか検討をしていく必要があると考えている。

地域ケア個別会議、地域ケア予防会議は、個別ケースに関わる部分で、個人情報にも関わるため、共有するのは難しい。地域ケアセンター会議は広く地域課題について検討する



趣旨であり、その上の地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議も、同様の趣旨であるため、多くの方々に知ってもらえる方策を検討していきたい。

#### 委員

私たちは、介護保険事業者連絡協議会として、各関係事業者に会議の検討内容を周知する一役を担えればと思っているため、来年度も協力をお願いしたい。

#### 委員長

その他、いかがか。

#### 委員

資料5の下段の生活援助の多数回利用について、先ほど高齢者支援課長から14件挙がり、5件を検討したとあったが、14件という件数は想定より多かったのか。また、検討した5件は全て妥当性があったのか、その中にどういった内容があったのか教えてほしい。

#### 高齢者支援課長

まず、14件というケースが多かったのか、少なかったのかについては、区内16万人高齢者の方がいることを考えると決して多くはないと考えている。

その上で、検討した5件について妥当性があったのかどうかについては、いずれも特に正当な理由がなく、多くの生活援助を利用しているケースはなかった。それぞれ、何らかの事情があって現状では生活援助のサービスが必要であり、例えば、リハビリや福祉用具を入れることで、もう少し自分でできることが増えていき、生活援助を減らすことができ、自立や介護予防につながるというようなケースがあったとは聞いている。

現状、何か問題があるというようなケースがあったとは認識していない。

#### 委員長

その他、いかがか。

地域ケア圏域会議等で、把握された課題、対応案について、区全域でも来年度どのように対応できるか検討し、集約しながら政策立案につなげていく必要がある。地域でこの会議に出る方は、各地域の抱えている課題や問題点を会議の中で協議してほしい。

また、資料5にある地域ケア個別会議の中の主な検討事項は、たまたま地域の中であるケースが問題を抱えているということだと思うが、練馬区全体で様々な地域で見たときに、共通している個別課題もあると思われるため、そういうものも集約しながら地域の共通課題として改めて検討していく必要があると思う。次年度以降も引き続きお願いしたい。

それでは、案件5、その他について。何かあるか。

（なし）

#### 委員長

続いて、地域密着型サービス運営委員会を開催する。

案件1、平成31年度地域密着型サービス実施指針について。案件2、平成31年度地域密

着型サービス事業者の公募について。資料8、資料9について、介護保険課長に説明をお願いします。

介護保険課長

【資料8、資料9の説明】

委員長

それでは、資料8、資料9について、ご質問、ご意見があればお願いします。

委員

制度の設計上、小規模多機能とグループホームの運営に当たり、地域密着型サービスの役割は、実際に地域の方々の相談を受けながら、どのように職員が地域の方々と介護を進めていくかであると実感している。

資料8の地域密着型サービス実施方針の中での様々なあり方について、居宅のケアマネジャーにどのように理解してもらうか、考えがあれば教えてほしい。

介護保険課長

地域密着型サービス実施指針は、平成18年の地域密着型サービスの創設以来、十数年以上経過している。

地域密着型サービスの利用促進は、練馬区の課題として取り組んでいる内容である。

まず、介護サービスの案内人としての役割を担う居宅のケアマネジャーに、理解を深めてもらうことが大切だと考えている。昨年11月に、居宅介護支援事業所の指定権限が練馬区に移ったことを契機に、区内6か所、200を越える居宅のケアマネジャーに集まってもらい、区としての介護サービスの方向性について、研修で実施した経緯がある。その中で、給付のあり方、ケアプランのあり方、介護制度全体の方向性について、講師を招いてお話しした。実施指針をこの会議で触れるも一つだが、まず、研修等の機会を通じて、区の考えを発信していきたい。

また、実地指導の中でも、居宅のケアマネジャーに対して、区の方向性を紹介し、集団指導においても説明した。様々な手段で、区の方向性を発信しているが、今後も進めていきたいと考えている。

さらに、地域密着型サービスの利用促進を図るための「地域密着型サービスって何だろう!？」というパンフレットを作成し、様々な方の目に触れるような場所で情報発信をしている。

委員

練馬区が、昨年11月に居宅のケアマネジャーに区の方向性について研修を実施したが、都や国と比較しても画期的な研修だったと感じた。地域密着型サービスを紹介しながら、ケアマネジャーに理解を深めてもらっていると実感している。感謝する。

委員長

その他、いかがか。

委員

資料9の平成31年度地域密着型サービス事業者公募要項の別紙1の5・6ページのどこに反社会的な勢力でないことの表明について、書いてあるのか。

介護保険課長

4ページの7の(2)にある練馬区暴力団排除条例の趣旨を踏まえた公募申請を受け付けるため、5ページの2(1) 公募申請に係る誓約書の所定の様式として、暴力団排除関係の誓約書の提出を求めている。

委員長

その他、いかがか。

(なし)

委員長

案件3・4に移る。地域密着型サービス事業者等の指定について、および地域密着型サービス事業者等の指定更新について。資料10、資料11について、介護保険課長に説明をお願いします。

介護保険課長

【資料10、資料11の説明】

委員長

それでは、資料10、資料11について、ご質問、ご意見があればお願いします。

(なし)

委員長

案件5に移る。その他。参考資料について、介護保険課長に説明をお願いします。

介護保険課長

【参考資料の説明】

委員長

では、案件5、その他を終了する。

最後に、事務局から次回の会議日程等についてお願いします。

事務局

【次回開催日程等について】

委員長

次回、第5期第5回の練馬区地域包括支援センター運営協議会並びに地域密着型サービス運営委員会開催時期については、平成31年5月の開催を予定している。

正式な開催通知は、後日事務局から送付する。よろしく願います。

本日は、これで終了となる。皆様の活発なご意見、感謝する。